改正後

（用語）

第二条　［略］

２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

［一～六の三　略］

七　削除

八　削除

［九～十五　略］

（法定機能の区分、内容及び対象設備等）

第四条　法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。

機能の区分	内容	対象設備
一　端末回線伝送機能		
帯域透過端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。）により通信を伝送する機能（分割した帯域の一部のみを利用して伝送するものを除く。）	［略］

改正前

（用語）

第二条　［同上］

２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

［一～六の三　同上］

七　特別第一種指定収容ルータ　第一種指定端末系交換等設備に該当するルータであって、一般第一種指定収容ルータ又は第一種指定ワイヤレス固定電話用設備であるルータ以外のものをいう。

八　特別第一種指定ルータ　第一種指定端末系交換等設備又は第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであって、一般第一種指定ルータ又は第一種指定ワイヤレス固定電話用設備であるルータ以外のものをいう。

［九～十五　同上］

（法定機能の区分、内容及び対象設備等）

第四条　［同上］

機能の区分	内容	対象設備
一　端末回線伝送機能		
一般帯域透過端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。）により通信を伝送する機能（分割した帯域の一部のみを利用して伝送するもの及び特別帯域透過端末回線伝送機能を除く。）	［同上］
特別帯域透過端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。）により通信を伝送する機能（分割した帯域の一部のみを利用して伝送するもの及びき線点近傍の電柱等から	